

MIC 声明

重要経済安保情報保護法案の廃案を求める～表現の自由のために徹底審議を！

2024年4月12日

日本マスコミ文化情報労組会議

重要物資の供給網や重要インフラに関して国が保有する情報のうち、流出すると安全保障に支障を与える恐れがあるものを「重要経済安保情報」に指定し、その重要情報を扱う人の身辺を調べる「セキュリティー・クリアランス（適性評価）」制度を導入する「重要経済安保情報保護法案」が4月9日、衆院を通過しました。プライバシーや取材・報道の自由、言論・表現・出版の自由に深刻な影響を及ぼす恐れがある同法案は廃案が妥当です。国会での徹底的な審議で同法案の危険性を明らかにするべきです。

多くの反対にもかかわらず、10年前に国会で強行採決された特定秘密保護法は、政府が指定できる特定秘密の分野を外交、防衛、テロ、スパイ活動の四つに限定していますが、今回の経済安保秘密保護法案は、それをサプライチェーンや基幹インフラ、先端技術の研究開発など幅広く拡大するものです。そして、秘密や重要情報に携わる担当者の家族も、秘密を取り扱う資格を認定する「適性評価」の対象にしています。本人の同意が前提とはいえ、信用情報や病歴、飲酒の程度まで調べ上げることはプライバシー侵害に他なりません。

政府がどういった情報を重要情報として指定するのか、情報の指定件数や、適性評価の対象者数の見込みなども、これまでの国会審議では明確になっていません。重要情報の定義や範囲もあいまいなままで、恣意的な運用の危険性がぬぐえません。

何よりも同法案は、取材・報道の自由、言論・表現・出版の自由に深刻な懸念をもたらします。政府が指定した重要情報を漏洩した者は懲役5年以下の罰則とされ、その漏洩をそそのかした者にも適用されるため、取材で情報を聞き出した記者やジャーナリストも処罰の対象にされる恐れがあります。情報を扱う担当者が罰則を恐れて情報提供に消極的になってしまうと、取材報道そのものが成り立たなくなり、メディア産業の基盤が失われかねません。

特定秘密保護法では、チェック機能として、政府による秘密指定が妥当かどうかを審査する情報監視審査会が衆参両院に設置されましたが、これまで情報監視審査会によって秘密指定が解除された例はなく、実効性が疑われます。今回の法案では国会での修正協議で、政府・与党が運用状況を定期的に国会に報告する仕組みが導入されていますが、これではチェック機能として極めて不十分です。特定秘密保護法に際して国連機関が求めた「政府から独立した監視機関」も設置されず、国際基準に達しない法案であることが明らかです。

このように問題が山積している法案を、短時間の審議で拙速に採決することは到底許されません。メディア・表現行為を仕事としている私たちとして、国民の知る権利、取材・報道の自由、言論・表現・出版の自由を著しく脅かす恐れが強い同法案を許すわけにはいきません。

以上

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）